

○津山市指定管理者審査委員会設置要綱

平成20年6月18日
津山市告示第52号

(目的)

第1条 [この要綱](#)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて津山市の公の施設の管理を行わせる指定管理者について、その候補者の選定等を適正かつ公平に実施するため設置する津山市指定管理者審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 委員会は、原則として、公の施設を所管する部署(以下「所管部署」という。)ごとに設置するものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌する事務は、[次の各号](#)に掲げる事項とする。

- (1) [津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例\(平成17年津山市条例第100号。以下「条例」という。\)](#)第4条の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) [条例第7条](#)の規定に基づく指定管理者の指定の取消し等に関すること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、公の施設の指定管理者に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第4条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、[次の各号](#)に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 所管部署の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、所管部署の職員のうちから市長が指名する者をもって充てる。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(排斥)

第7条 委員長及び委員は、委員会の議事に係る公の施設の指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の代表者及び役員であるとき、又は当該法人等と直接の利害関係にあるときは、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があった場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員及び委員会に出席した者は、委員会の会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、所管部署の主管課において処理する。

(その他)

第10条 [この要綱](#)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

[この要綱](#)は、公示の日から施行する。